

「CO₂削減貢献度」認証制度（仮称）

『規約』 = 試案 Ver.4 =

1. 制定の趣旨

- (1) CO₂排出量の削減をキーワードとする環境貢献の取り組みは、印刷会社の営業ツールとしてきわめて有効であり、マーケティング戦略および生産戦略の両面から、環境経営の実現を促すことができる。
- (2) 「クリオネマーク」の発行領域となっているオフセット印刷バージョンに、新たな付帯サービスとしてのCO₂削減バージョンを加えることによって、会員である印刷会社のビジネスに、さらなる付加価値をもたらす。
- (3) CO₂排出に直接影響する電力消費量の削減をテーマに、全社的な改善活動を評価し、その経営努力を環境貢献度に反映させることとする。
- (4) 電力消費量が大きく、かつ削減余地も大きい生産設備（オフセット印刷機）、ならびに刷版－印刷工程を有する印刷工場の空調設備を対象とし、実現させた削減幅および削減を可能にした改善努力を、認証の基本条件とする。
- (5) CO₂削減を達成するための有効な手段として省エネルギー対策を重視し、生産部門と合わせて、事務部門（営業、制作、総務等）においても自主的に実行している企業姿勢を、評価内容に加えることとする。

2. 認証登録の条件

- (1) CO₂削減に関する認証を得たい会員企業（生産設備を有する正会員のみ）は、下記の実施規定に沿って一定の基準を満たしたうえで、オフセット印刷バージョンと同様、工場単位で認証登録を申請しなければならない。
- (2) 認証を希望する会員は、登録申請の際に、別途定める「省エネ対策項目」に取り組んでいる旨を、企業として『自主行動宣言』しなければならない。
- (3) 認証を希望する会員は、生産設備ならびに空調設備の電力消費量を継続して計測するために、以下のいずれかの条件で電力計測装置を導入し、その機種、仕様、性能、装備対象設備、台数を事務局あてに届け出ておく必要がある。
 - ① CO₂排出量算定システムならびに関連の支援サービスを「奨励製品」として当協議会に登録したベンダー（メーカー/ディーラー）、あるいは当該ベンダーが推奨する計測装置メーカーから購入する。
 - ② 自社ですでに設置済み、もしくは独自に設置する計測装置を利用する。
ただし、計測値を自主的に算定したい場合は、正当な第三者機関の証明を添えなければならない。
- (4) 認証を希望する会員は、「奨励製品」に登録したベンダーと、電力消費量削減に関するコンサルティング契約を結び、計測値をもとにした消費量の算定（前項①の場合）、ならびに改善指導の業務を委託し、削減成果についての認定（保証）を受けなければな

らない。

この場合、以下のいずれであるかは問わないこととする。

- ①ベンダーが自社の事業として実施しているコンサルティング業務
 - ②ベンダーが契約しかつ推奨する専門家によるコンサルティング業務
 - ③会員が独自に委託した専門家によるコンサルティング業務(ただし、申請と同時に当該専門家も「奨励製品」としての登録を要する)
- (5) 認証登録した会員企業は、継続して削減に取り組んでいる成果を明らかにするために、毎年度、同一のベンダーによる認定を更新する必要がある。

3. 電力消費量の計測

- (1) 会員企業は、CO₂排出量削減の指標とするために、下記に示す主要な印刷設備、空調設備に電力計測装置を設置し、自社工場における電力消費量を継続して測定しなければならない。
- (2) 設置する電力計測装置の台数については、各社の事情を勘案してとくに定めることはしないが、少なくとも、下記に示すような代表的な標準設備(いずれかを選択可)には必ず設置しておかなければならない。
- (3) 通常の電力消費量をサンプリングするため、一定の測定期間を設け、そこで得た測定値を自社基準(個別企業における標準値)とするとともに、改善努力によって得られるであろう、自主目標を定める必要がある。

電力消費量の測定を要する主な対象設備

1. 印刷設備 (直接使用電力)

印刷方式	印刷サイズ	付帯装置
枚葉オフセット印刷機	・四六判(全判/半裁判/四裁判) ・菊判(全判/半裁判/四裁判) ・B判(全判/半裁判/四裁判) ・A判(全判/半裁判/四裁判)	ニスコーター UV照射装置 冷却装置
オフセット輪転印刷機	・B縦全判 ・B縦半裁判 ・B縦四裁判 ・A縦全判 ・A横全判 ・A横半裁判	ドライヤー 冷却装置 コンプレッサー パレタイジングロボット 補機類

※片面刷り専用/両面刷り兼用の如何、および色数に関する適用は各社の自由とする。

2. 空調設備 (間接使用電力)

測定対象	適用機種	付帯装置
印刷工場に設置されている 工業仕様の設備	・パッケージエアコン 床置き型 セパレート型室内機 ・ダクト型 室内機 ファンユニット	室外機 室外機(冷却塔)

※上記 1. の印刷設備が稼働している印刷工場を空調できる能力をもつ設備を対象とする。

4. 賛助会員の役割

- (1) CO₂排出量算定システムならびに関連の支援サービスを登録したベンダーは、「賛助会員」として当協議会に加入し、契約・提携の資格を得ていなければならない。
- (2) 賛助会員は、主要な印刷設備および空調設備に設置されている計測装置により、会員企業の印刷工場における電力消費量を追跡、算定するとともに、その数値を基に削減の努力を検証し、環境に対する『CO₂削減貢献度』を認定することとする。
- (3) 削減の成果とそれによる貢献度合については、印刷業界で相当とされる水準（標準レベル）を勘案しながら、賛助会員が責任をもって判定するものとする。
- (4) 電力消費量の測定と並行して、下記の項目にわたる生産改善等の指導（コンサルティング）をおこない、実行に伴う具体的な成果を、環境貢献を認定するための判断基準とする必要がある。

会員企業が自主的にISO、省エネ法等に取り組んでいる場合は、あらかじめ認定の条件として含めておくことも可とする。

認証基準（電力消費量の削減を実現するための条件）

指導分野	指導内容 / 判定基準
装置系	<ul style="list-style-type: none">・明確な経営方針のもと、高効率な省エネ型設備を導入すること・生産設備および空調設備の予防保全に努めていること・適切な段取りにより、生産設備の有効活用をはかっていること
作業系	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー使用の原単位管理に努めていること・作業改善に取り組み、業務の効率を高めていること・適切な工場管理で、スムーズな作業現場を維持していること
材料系	<ul style="list-style-type: none">・CO₂削減を意図してつくられた原材料を使用すること・適切な品質管理により、無駄な原材料を発生させていないこと・綿密な手配管理により、ミス、ロスを防止していること
物流系	<ul style="list-style-type: none">・環境負荷の小さい輸送手段を可能な限り選択していること・効率的な納品管理、配送管理に心掛けていること・簡易包装、軽量包装、再利用可能な梱包に配慮していること

5. マークの使用ルール

- (1) CO₂削減バージョンの「クリオネマーク」については、削減の水準に伴うステータスを設けず、1種類の共通マークとしての使用に限ることとする。
- (2) 付与する「マーク」は、オフセット印刷バージョンに付随する「奨励マーク」と位置づけ、当協議会が発行するパスワードとともに、[CO₂削減貢献]の文字を表示することとする。
- (3) 認証を受けた会員企業は、登録基準に適合した環境保護努力の証として、CO₂削減バージョンの「クリオネマーク」を、自社が製作する印刷物に掲載することができる。
- (4) 添付する説明文も、趣旨および意義を具体的に明記した、別途定めるものを使用できる。
- (5) 当該「マーク」については、オフセット印刷バージョンと同様、会社案内、営業案内、各種宣伝媒体、名刺への掲載（併載を含む）など、企業レベルでの使用を認める。